

中小企業退職金共済制度の概要

中小企業退職金共済制度の概要

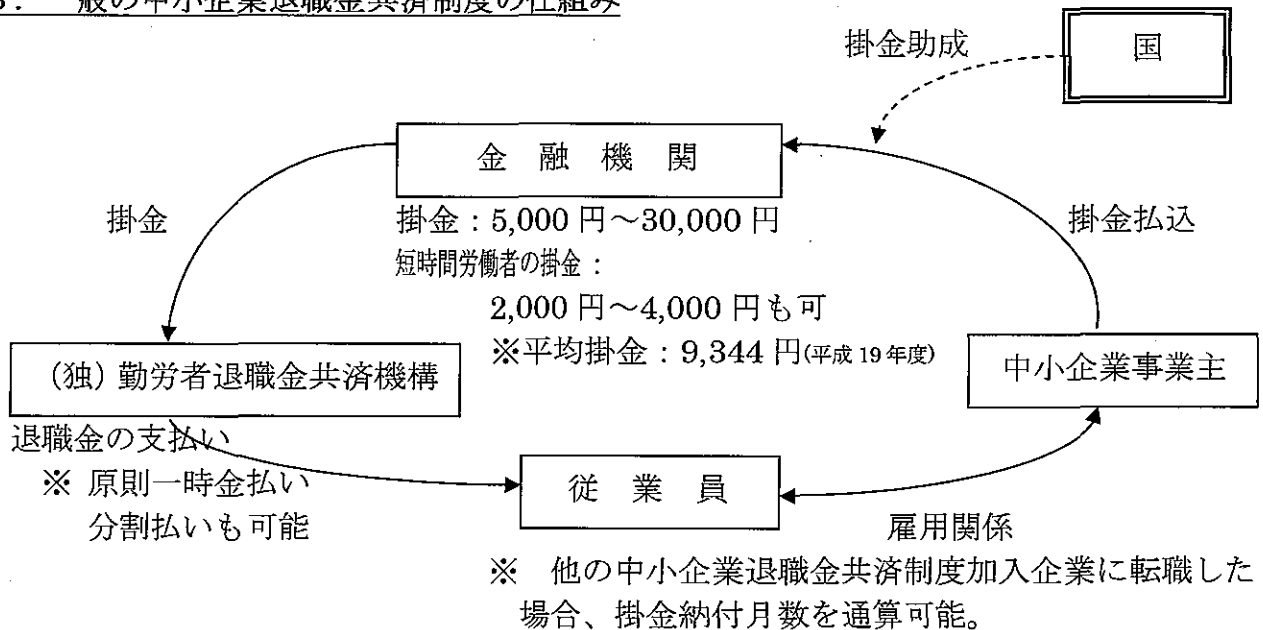
1. 制度の目的

中小企業退職金共済制度（以下「中退制度」という。）は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

2. 中小企業退職金共済制度の概要

中退制度には、主に常用労働者を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度」と、厚生労働大臣が指定した特定の業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者）を対象とする「特定業種退職金共済制度」があり、現在、特定業種退職金共済制度として、建設業、清酒製造業及び林業が指定されている。

3. 一般の中小企業退職金共済制度の仕組み

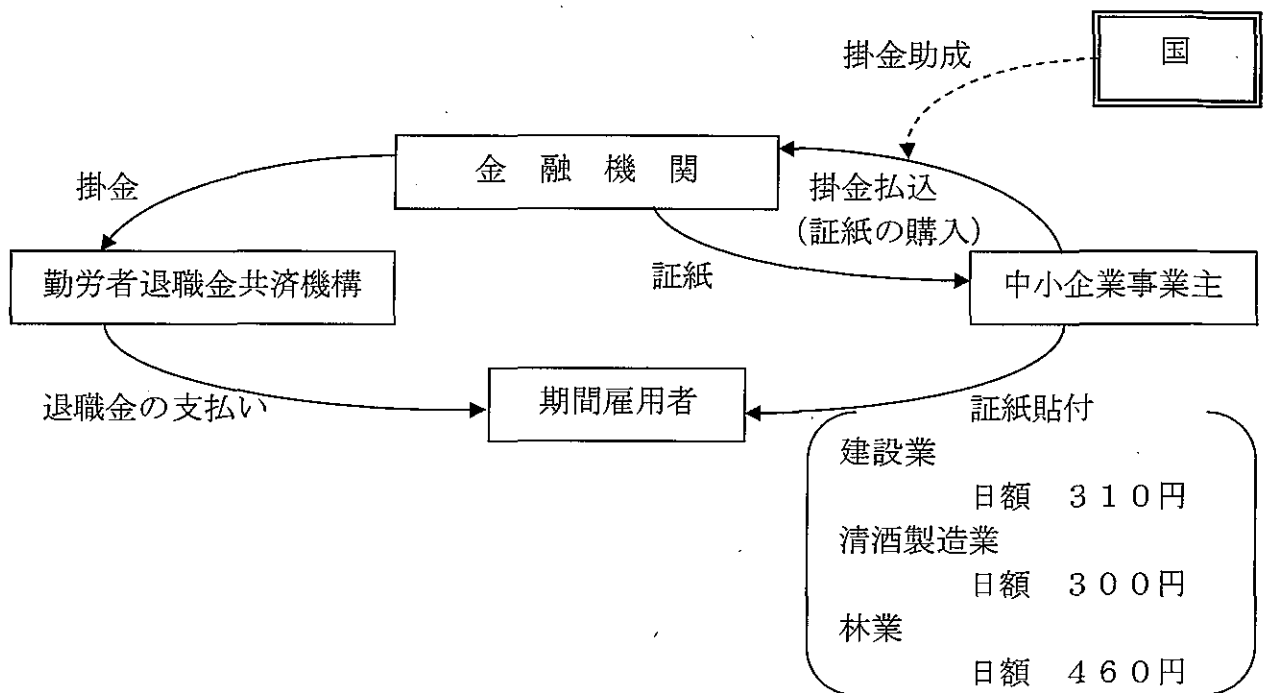


【制度の特色】

- ① 税制上の優遇
 - ・ 掛金は税法上損金又は必要経費扱い。
 - ・ 退職金は一時金で受け取る場合には退職所得控除が、分割して受け取る場合には公的年金等控除が認められている。
- ② 掛金助成制度
 - ・ 新規加入の場合、原則として掛金月額 $1/2$ を1年間助成。
 - ・ 掛金月額引上げの場合、原則として引上げ額の $1/3$ を1年間助成。
- ③ 退職金の額

退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数により固定的に定まる基本退職金（現在の予定運用利回り 1.0%）と、機構の運用実績により付加される付加退職金の両者を合算したものとなる。

4. 特定業種退職金共済制度の仕組み



【制度の特色】

- ① 税制上の優遇
 - ・ 掛金は税法上損金又は必要経費扱い。
 - ・ 退職金を受け取る場合には退職所得控除。
- ② 掛金助成制度
 - ・ 新規加入の場合、原則として、1年間の1/3を助成。
- ③ 共済証紙の共済手帳への貼付

期間労働者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じて共済証紙を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接労働者に退職金が支給される。

※ 特定業種退職金共済制度の予定運用利回り

- ・ 建設業 2.7%
- ・ 清酒製造業 2.3%
- ・ 林業 0.7%